

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		道路管理者以外の者が行う工事の承認	
根拠条例・規則名		道路法	
条 項		第 2 4 条	
所 管 部 課		建設局 土木部 土木総務課 (電話:048-829-1486)	
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	処分実績がなく、設定が困難である。	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定	平成 年 月 日最終改正
備 考			